

令和3年12月

保護者の皆様へ

西宮市

**令和4年度 西宮市立留守家庭児童育成センターの利用申請に関するお知らせ**

平素は、留守家庭児童育成センターをご利用いただき、ありがとうございます。

本市では、より良い学童保育事業を目的に、留守家庭児童育成センターを運営する指定管理者を公募により選定することとしており、市内の41小学校区（義務教育学校を含む）を平成19年度より順次公募しております。現在、本市の留守家庭児童育成センターを管理運営する指定管理者は、ご利用案内 P.1【各申請書の提出先・問い合わせ先】の通りとなっておりますが、今後、公募により指定管理者が変更される場合があります。

**「香櫨園育成センター」、「上ヶ原南育成センター」、「鳴尾育成センター」、「段上西育成センター」をご利用予定の方へ**

香櫨園、上ヶ原南、鳴尾、段上西の各育成センターについては、令和4年度以降の管理運営を行う指定管理者を公募により選定中であり、決定は令和3年12月末を予定しております。

令和4年4月1日からの利用に係る書類配布・提出先は、現行の指定管理者となります。指定管理者が変更となった場合、令和4年4月1日以降の手続きに係る書類配布・提出先は変更後の指定管理者となりますのでご注意ください。なお、選定結果については本市ホームページ等でお知らせします。

**【指定管理者制度とは】**

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と経費の節減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法改正により創設されたものです。

当制度の導入により、これまで公共的な団体に限定されていた公の施設の管理運営を民間事業者も含めた幅広い団体にも委ねることができるようになりました。

**【指定管理者の選定方法】**

指定管理者の選定は、行政外部の専門家により構成される選定委員会にて選定します。基本方針・日常の保育内容・危機管理・指導員の人員配置・収支計画など様々な視点について、書類審査及び事業者へのヒアリングによって審査します。その後、議会で指定管理者の指定に関する議決を経て、正式に指定管理者が決まります。

**【問い合わせ先】**

西宮市 こども支援局 子育て支援部 育成センター課  
〒662-8567 西宮市六湛寺町10番3号 西宮市役所本庁舎7階  
電話 0798-35-3659